

長野県障がい者工賃向上計画 2018

～工賃向上を通じた障がい者の居場所と出番の確保に向けて～

平成31年3月

長野県

目 次

1 はじめに

- (1) 計画の策定趣旨
- (2) 計画の性格と役割
- (3) 計画の対象期間
- (4) 計画の対象事業所

2 本県の現状と課題

- (1) 県の目標平均工賃と工賃実績の推移
- (2) 主な支援策の活用状況と工賃向上への効果
- (3) 対象事業所数（就労継続支援B型事業所）と利用者の状況
- (4) 工賃向上に向けた課題

3 目標工賃

- (1) 目標工賃の考え方
- (2) 長野県の目標工賃

4 推進方針

- (1) 意識改革、支援力の向上
- (2) 就労機会の確保、拡大
- (3) 他機関・他分野との連携
- (4) 障害者優先調達推進法による販路拡大

5 工賃向上に向けた取組

- (1) 事業所の類型化
- (2) 目安となる目標工賃と支援策

6 工賃向上に向けた役割

- (1) 県
- (2) 事業所
- (3) 市町村
- (4) 民間企業

7 その他

- (1) 対象事業所の工賃実績の把握と公表
- (2) 工賃向上計画の進捗管理

1 はじめに

(1) 計画の策定趣旨

障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要です。一般就労を希望する方にはできる限り一般就労していただけるように、また、一般就労が困難な方には就労継続支援B型事業所等で工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していく必要があります。

このため、これまでも長野県では3期（第1期：H19～H23、第2期：H24～H26、第3期：H27～H29）にわたり、工賃向上計画を定めて支援に取り組んできました。

また、この間、平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、本県においても独自の取組を盛り込んだ調達方針を策定し、事業所からの調達を推進してきたところです。

平成29年度末で「長野県障がい者工賃向上計画（平成26年度～29年度）」が終了しました。前計画では農業就労チャレンジ事業による農福連携等に取り組んできました。その結果、平成29年度平均工賃（月額）は「15,787円」と初めて全国平均工賃15,603円を上回りました。しかし、目標としていた「22,000円以上」を達成することはできませんでした。

このため、計画に基づく継続的な取組により、更なる工賃水準の向上を図る必要があります。

そこで、これまでの取組の成果と課題を明らかにした上で、引き続き平成30年度（2018年度）からの工賃向上計画を策定して取り組んでまいります。

※ 一般就労…民間企業等で雇用関係により働くこと。

(2) 計画の性格と役割

この計画は、「長野県障がい者プラン2018」で「重点的に取り組む施策」として示した「社会参加の促進」を実現するために、具体的に取り組む行動計画です。

また、この計画は、対象事業所の自主的・積極的な活動を促すものであり、関係行政機関や事業所団体、商工農業団体等の関係者による官民一体となった取組の推進を目指すものです。

(3) 計画の対象期間

2018年度から2020年度までの3年間とします。

なお、計画期間中は、実施状況の点検や評価を行うとともに、必要に応じて、随時計画内容の見直しを行います。

(4) 計画の対象事業所

この計画の対象事業所は、就労継続支援B型事業所とします。

なお、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、工賃向上に積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所も対象としますが、目標工賃の算定には含めないこととします。

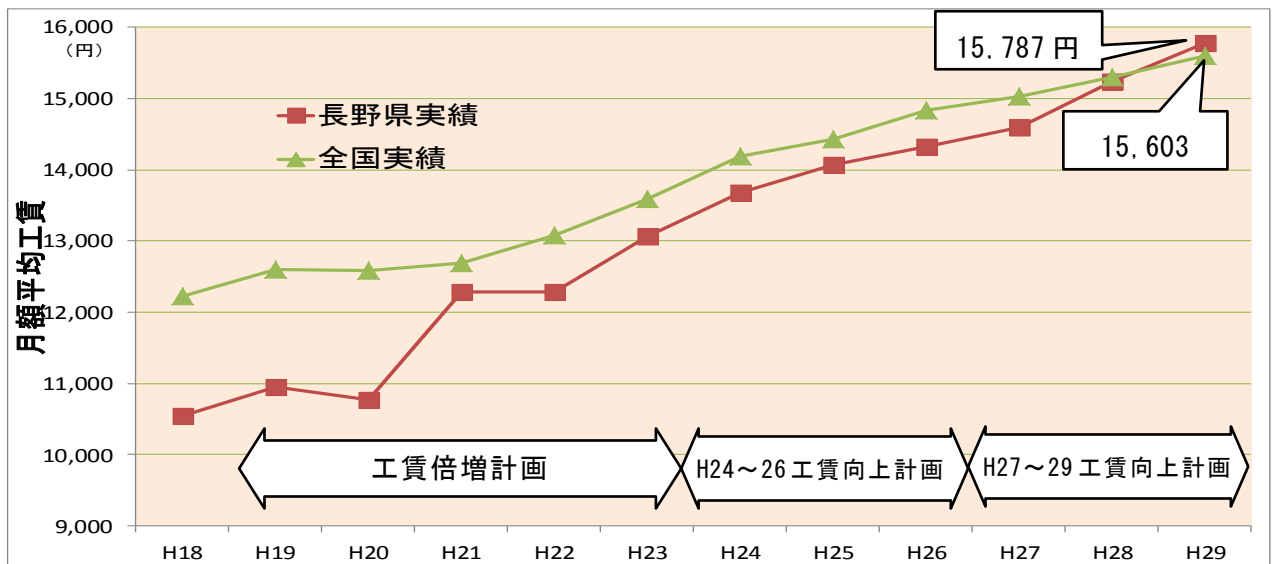
2 現状と課題

(1) 県の目標平均工賃と工賃実績の推移

平成 29 年度の平均工賃は 15,787 円となり、平成 26 年度比 110.1%と前計画期間の 3 年 (H27~29) で着実に増加しています。また、全国平均 15,603 円を初めて上回り、伸び率も全国平均を上回っています。

(単位：円)

年度	H26	H27	H28	H29	傾向	H29/H26
実績額	14,333	14,591	15,246	15,787	増加	110.1%
全国	14,838	15,033	15,295	15,603	増加	105.1%
全国との格差	▲505	▲442	▲49	184	減少	—



(2) 主な支援策の活用状況と工賃向上への効果

前計画では、平成 26 年度から始まった「農業就労チャレンジ事業」による農福連携の推進や、工賃向上セミナーによる事業所の工賃向上に対する意識の向上などに取り組んできました。下表のとおり、平成 29 年度工賃実績から、農業就労チャレンジ事業は、工賃向上への効果が高いことが分かりました。

主な支援策	平成 29 年度工賃実績 (活用事業所数)
農業就労チャレンジ事業	18,499 円 (17)
工賃向上セミナー	16,641 円 (110)
(参考) 長野県平均工賃	15,787 円

(3) 対象事業所数 (就労継続支援 B 型事業所) と利用者の状況

前計画期間前の平成 26 年度に比べると、平成 29 年度は、対象事業所数で 1.2 倍に、定員数でも 1.1 倍に増加しています。

(工賃実績調査)

年度	H26	H27	H28	H29	H29/H26
事業所数(箇所)	213	238	244	254	119.2%
定員数(人)	4,500	4,775	4,920	5,103	113.4%

(4) 工賃向上に向けた課題

工賃実績の分析や事業所等からの聞き取りによると、工賃向上に当たっては次のような課題が考えられます。

- 事業所が障がい者の生活支援と就労支援を両立することが難しいこと、職員による利用者の特性を見極めた適切な支援ができていないことから、事業所の意識改革や支援力の向上が必要です。(意識改革、支援力の向上)
- 事業所が利用者の特性に応じた仕事を確保できていないこと、受託単価に対する意識が低いこと、自主製品が売れないことから、障がい者の就労機会の確保や販路の拡大が必要です。(就労機会の確保・拡大)
- 事業所が地域と連携できていないこと、農福連携の取組実績等の情報提供が不十分なため、事業所が農作業に消極的で、マッチングに多大な労力を要していることから、他の機関や他の分野との連携が必要です。(他機関・他分野との連携)
- 県機関からの障がい者就労施設への発注が少ないことから、障害者優先調達推進法による発注拡大が必要です。(障害者優先調達推進法による発注拡大)

工賃向上に向けてこれらの課題を解決するためには、事業所の状況に応じた効果的な施策を実施することが必要です。施策の実施に当たっては、国、市町村、企業及び関係団体等との連携が求められます。

3 目標工賃

(1) 目標工賃の考え方

まず、工賃向上のために長野県全体の目標工賃を設定します。

平成30年2月28日付け障発0228第3号により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が示した『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』において、目標工賃は各都道府県における生活水準や最低賃金、障がい者の経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定すること、対象期間の各年度の目標工賃(平均月額)を設定することとされています。

「2 現状と課題」に示したとおり、前計画期間内における工賃実績の伸び率は10.1%で年平均伸び率が3.4%であり、年伸び率の最大は平成28年度の4.5%でした。また、長野県における最低賃金の前計画期間内の前年比増加率は平均3.2%でした。このことから、目標工賃は、工賃実績の年伸び率の最大4.5%で毎年増加することとして設定します。

$$\text{※}1.045 \times 1.045 \times 1.045 = 1.1411 \approx 1.14$$

(2) 長野県の目標工賃

年 度	2018	2019	2020
目標額	16,000 円以上	17,000 円以上	18,000 円以上

平成 29 年度（2017）工賃実績 15,787 円から 14%増加した 18,000 円以上を 2020 年度の目標工賃に設定します。

なお、本計画の目標工賃は、県全体の目安として設定したものであり、各事業所においては、それぞれの実情に応じて目標工賃を設定して取り組む必要があります。

4 推進方針

工賃向上に向けた課題を解決し、目標工賃を達成するため、次のとおり課題解決のための視点を設け、その視点ごとに支援の方向性を定め、具体的な支援策を設定します。

(1) 意識改革、支援力の向上

① 現状と課題

- ・ 事業所が障がい者の生活支援と就労支援を両立することが難しいこと
- ・ 職員による利用者の特性を見極めた十分な支援ができていないこと

② 方向性

- ・ 管理者や職員が工賃向上のために取り組む意識が必要です。
- ・ 事業所として経営理念を策定し、職員が共有することが必要です。
- ・ 研修により管理者や職員の資質を向上させることが必要です。

③ 具体的な支援策

ア 各種セミナー開催による支援

- ・ 事業所の実態に合わせて工賃向上に向け、先進事業所の取組などのセミナーを開催します。また、工賃向上の先進的な取組をしている事業所の現地視察を実施します。

イ 民間の専門技能活用支援

- ・ 事業所の抱える課題に経営・企画・営業手法などのアドバイスを受けるため、人材の派遣やセミナーの開催など民間の専門技能を活用します。

(2) 就労機会の確保・拡大

① 現状と課題

- ・ 事業所が利用者の特性に応じた仕事を確保できていないこと
- ・ 受託単価に対する意識が低いこと
- ・ 自主製品が売れないこと

② 方向性

- ・ 利用者の障がい特性を理解することが必要です。
- ・ 事業所の企画及び営業部門の強化が必要です。
- ・ 事業所同士が連携して取り組むことが必要です。
- ・ 事業所は福祉事業所から脱却し、民間の経営感覚を導入することが必要です。

③ 具体的な支援策

ア 民間の専門技能活用支援（再掲）

イ 地域連携促進コーディネーター等による支援

- ・ 企業のOB等を「地域連携促進コーディネーター」として各地域（東信、南信、中信、北信）に配置し、事業所の課題解決に向けて、相談に応じたアドバイスや官公庁・企業の販路開拓を行います。

ウ 共同受注・販売会等に対する支援

- ・ 一事業所だけでは実施が困難な大規模受注や販売会を複数事業所が参加することにより実施ができるように事業所間での情報共有を進めるとともに、共同受注窓口の体制づくりを行います。

(3) 他機関・他分野との連携

① 現状と課題

- ・ 事業所が地域と連携できていないこと
- ・ 農福連携の取組実績等の情報提供が不十分なため、事業所がマッチングに積極的でなく、マッチングに多大な労力を要していること

② 方向性

- ・ 事業所は地域の企業や住民との連携を強化することが必要です。
- ・ 事業所は企業との連携を拡大することが必要です。
- ・ これまでの取組実績を周知した上で、農福連携や林福連携など他分野との連携を推進することが必要です。

③ 具体的な支援策

ア 他分野との連携拡大

- ・ 農業分野との連携（農福連携）や林業分野との連携（林福連携）を更に推進するとともに、他の福祉分野（介護）などとの連携を拡大します。

イ 福祉就労拡大モデル構築

- ・ 事業所が企業や他の事業所と連携して、地域課題の解決に取り組むなどの新たな事業を行うモデル的な取組に対して、補助金を交付するとともに、他の事業所への周知を行います。

ウ 農業就労チャレンジ事業の充実

- ・ 農業就労チャレンジ事業を県内に広めるため、マッチング人材を増やすなど体制の強化を行うとともに、農政部と連携して事業所職員に対する農業技術の研修会を行います。

エ 長野県森林づくり県民税（以下「森林税」という）を活用した新たな事業展開

- ・ 林務部と連携して、「県民協働による里山の整備・利用」について、里山整備利用地域の母体となる「里山整備利用推進協議会」に事業所が参加し、里山の整備及び資源の利活用を行うことへの支援を行います。

(4) 障害者優先調達推進法による販路拡大

① 現状と課題

- ・ 県機関からの障がい者就労施設への発注が少ないこと

② 方向性

- ・ 県や市町村等から事業所への積極的な発注を促進することが必要です。

③ 具体的な支援策

ア 官公需の発注促進

- ・ 事業所の情報提供体制を見直すとともに、ホームページの活用など共同受注窓口体制を整備し、障害者優先調達推進法に基づく県等の事業所からの物品の購入や役務の提供の発注を促進します。

5 工賃向上に向けた取組

平成 29 年度の工賃実績によると事業所の平均工賃は、最高 66,985 円から最低 1,199 円までとなっており、平成 26 年度（最高 43,900 円から最低 950 円まで）に比べると事業所ごとの工賃格差が広がっています。また、事業所の運営方針が、利用者の「日中活動の場の確保を優先する。」「収入の確保を優先する。」と異なるとともに、工賃向上に向けて「積極的に取り組んでいきたい。」「これまでどおり取り組んでいきたい。」と工賃向上に対する意欲も異なっています。このことから、各事業所の工賃実績をベースに、運営方針や工賃向上に対する意欲という特徴を考慮して、事業所を下記のとおり 4 区分に分類して、特徴に応じた支援策を分類ごとに実施することにより、効率的な支援を行います。

(1) 事業所の類型化

事業所の工賃実績や特徴から次のとおり分類をします。

工賃実績	工賃平均	事業所数 (割合)	特徴
18,000 円以上	25,854 円	77 事業所 (30%)	工賃向上に積極的に取り組んでおり、一定水準以上の工賃を支給している
10,000 円以上 18,000 円未満	13,548 円	108 事業所 (43%)	事業手法等に課題を抱えているため、工賃実績が伸び悩んでいる
10,000 円未満	7,286 円	44 事業所 (17%)	工賃向上の意欲はあるが、手法が分からないため工賃実績が低い
10,000 円未満	7,223 円	25 事業所 (10%)	日中の居場所の確保を優先し、利用者のできる作業を行っている

(2) 目安となる目標工賃と支援策等

(1)により類型化した事業所ごとに 2020 年度の平均工賃目標（目安）を設定し、事業所の状況等に応じて支援を実施することで、県目標工賃の達成を目指します。

なお、類型ごとに重点的に取り組む施策を示していますが、地域連携促進コーディネーターと相談し、他の類型で示している施策を実施することも可能です。

① 工賃向上に積極的に取り組んでおり、一定水準以上に工賃を支給している事業所

ア 目標工賃（目安） 30,000 円

イ 支援の方向性

- ・ 他事業所のモデルを目指しながら、更なる工賃向上に向けた支援を実施します。

ウ 重点的に取り組む支援策

- ・ 福祉就労拡大モデル構築事業による支援
- ・ 他分野との連携拡大による支援
- ・ 森林税を活用した新たな事業展開による支援

② 事業手法等に課題を抱えているため、工賃実績が伸び悩んでいる事業所

ア 目標工賃（目安） 16,000 円

イ 支援の方向性

- ・ 事業手法の見直しや販路拡大等の支援を実施します。

ウ 重点的に取り組む支援策

- ・ 民間専門技能活用支援
- ・ 共同受注・共同販売会による支援
- ・ 農業就労チャレンジ事業の拡大による支援

③ 工賃向上の意欲はあるが、手法が分からないため工賃実績が低い事業所

ア 目標工賃（目安） 8,500 円

イ 支援の方向性

- ・ 他事業所の取組を参考とし、実践するための支援を実施します。
- ・ 就労継続支援B型事業所の役割の理解を図ります。

ウ 重点的に取り組む支援策

- ・ 地域連携促進コーディネーターの助言による支援
- ・ 各種セミナー開催による支援
- ・ 農業就労チャレンジ事業の拡大による支援

④ 日中の居場所の確保を優先し、利用者の出来る作業を行っている事業所

ア 支援の方向性

- ・ 運営方針、特性に応じた支援を実施します。
- ・ 就労継続支援B型事業所の役割の理解を図ります。

イ 重点的に取り組む支援策

- ・ 地域連携促進コーディネーターの助言による支援
- ・ 各種セミナー開催による支援

6 工賃向上に向けた役割

(1) 県

県は、「新たな長野県障がい者工賃向上計画 2018」の実施主体として事業所に対する支援の実施と進捗管理及び「障害者優先調達推進法」に基づく積極的な発注に努め、工賃向上の実現に取り組めます。

(2) 事業所

事業所は、自ら作成した工賃向上計画に基づき、職員及び利用者が自ら取り組むこととします。なお、取組に当たっては、次のことに注意することとします。

- ① 事業所の管理者と全職員、利用者及び利用者の家族が、工賃向上に係る共通認識と合意形成を図り、課題の整理と解決、取組の検討・見直しを行うこと
- ② 事業所は、それぞれが策定した工賃向上計画に基づき、毎年度に前年度実績や取組内容の検証を実施し、必要に応じて計画の見直しを行うこと
- ③ 県や市町村、企業と連携し、工賃向上に寄与する研修会や商談会に積極的に参加すること
- ④ 地域との信頼関係を深め、他業種とのネットワークの構築に努めること

(3) 市町村

工賃向上に当たっては、地域での事業所に対する積極的な支援の実施及び「障害者優先調達推進法」に基づく積極的な発注が求められます。

(4) 民間企業

企業においては、障がいのある方の理解を深め、事業所を活用した発注の可能性の検討及び積極的な取組が求められます。

このため、本県では地域連携促進コーディネーター等の企業訪問により、事業所において取り扱う物品や役務について情報提供を実施してまいります。

7 その他

(1) 対象事業所の工賃実績の把握と公表

厚生労働省が毎年度実施する「工賃実績調査」などを通じて、事業所の実績を把握するとともに県のホームページ等で公表してまいります。

(2) 工賃向上計画の進捗管理

工賃向上計画に基づく取組を着実に実行するために、毎年度、事業所に工賃向上計画の策定及び見直しを促し、進捗管理を行います。

具体的には、年度ごとに県から事業所等に対して、事業所の計画の見直しと戦略シートを作成を依頼し取りまとめます。

また、地域連携促進コーディネーターが事業所の計画を把握した上で、定期的に進捗状況を把握し、個々の事業所の状況に応じたアドバイスや各種支援策の有効活用を図ります。

新たな長野県工賃向上計画策定懇話会について

1 懇話会設置の目的

これまで障害者の工賃アップの取組は、「長野県工賃倍増5か年計画」（平成18年度～23年度）、「長野県工賃向上計画」（平成24年度～26年度）、「長野県障がい者工賃向上計画」（平成27年度～29年度）により取り組んできましたが、先般、厚生労働省より平成30年度から32年度の3年間を期間とする、新たな「工賃向上計画」を策定することが必要である旨が示されました。

当該計画は「長野県障がい者プラン2018」で定めた支援の実施計画として位置付け、懇話会で有識者や関係者等の意見を踏まえて各種支援の実行方法を検討し、具体的な計画の内容とします。

2 懇話会の構成員

(有識者)

氏名	役職	所属
小池 邦子	理事長	特定非営利活動法人 長野県セルフセンター協議会
青木 正彦	代表取締役	株式会社 礎建装
鎌 伸吾	課長代理	松本ハイランド農業協同組合
田中 千尋	障がい福祉係長	中野市役所
桑原美由紀	理事長	特定非営利法人 てくてく
井原由美子	所長	特定非営利法人 やればできる 障がい者就労継続支援B型事業所 笑顔の時間

(行政)

氏名	役職	所属
浅岡 龍光	課長	健康福祉部 障がい者支援課
青木 隆	課長	産業労働部 労働雇用課
小林 安男	課長	農政部 農村振興課
福田 雄一	課長	林務部 森林政策課

(オブザーバー) NPO法人 長野県セルフセンター協議会 福祉就労コーディネーター、地域連携促進コーディネーター 5名

(事務局) 障がい者支援課 自立支援係

3 懇話会の開催状況

第1回	H30.7.30 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「長野県障がい者工賃向上計画（H27～29）」、「長野県障害者プラン2012」とこれまでの支援 ・平成29年度の工賃実績調査結果、事業所の工賃向上計画のとりまとめ結果 ・工賃引上げに係る事業所の現状と課題及び具体的な支援方法等
第2回	H31.3.27 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県障がい者工賃向上計画2018の概要について